

1万円分のタクシー利用券を支給します



市では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、通院などでタクシーを利用する際に使えるチケットを配布し、妊婦さんを支援します。

妊婦さん応援



使用目的は問いません

1枚ずつで使っても
まとめて使ってもOK

使用期間内であれば
出産後にも使えます

使用期間

令和2年8月1日～令和3年3月31日

配布期間

令和2年8月1日～令和2年12月28日

対象

- ①令和2年8月1日時点で上尾市在住の妊婦。
※7月31日に出産された方は対象外です。
- ②令和2年8月1日～12月28日までに妊娠届を提出、もしくは転入手続きを完了した妊婦。

利用券が使える
タクシー会社

上尾地区タクシー協議会会員のタクシー事業所

※詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ

上尾市 健康増進課 東保健センター

〒362-0015 上尾市緑丘2-1-27

TEL 048-774-1414 FAX 048-774-8188



利用券が使えるタクシー会社

事業者名	電話番号	住所	通常利用	陣痛時利用
上尾交通(有)	048-773-3333	柏座2丁目9-26	○	△(※1)
(株)上尾タクシー	048-772-7000	平塚846-2	○	○(※2)
飛鳥交通(株)	048-650-5477	二ツ宮1006番地10	○	○(※2)
(有)伊奈交通	048-721-3531	伊奈町寿2丁目298	○	×
熊通タクシー(株)	0120-89-2011	仲町1丁目2-3	○	×
(有)富士交通	048-781-3611	小敷谷507-8	○	×

【通常利用】 通院や定期健診、お買い物等の外出時にお気軽にご利用できます。

【陣痛時利用】 急な陣痛や破水した時等の緊急時にも対応できます。

(※1) 配車状況等によっては利用できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

(※2) 事前登録制となっております。詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。

使用にあたっての注意事項

- この利用券は再発行しませんので、紛失しない様大切に保持してください。
- この利用券は妊婦ご本人が乗車した時のみ有効です。
- 乗車料金が、使用する利用券の金額に満たない場合でもおつりは出ません。
- 1回のご利用で使用できる枚数の制限はありません。また、他の割引と併用できます。
- この利用券は、市と協定を締結しているタクシー会社(上記6社)のみ使えます。
- 利用券を使用するときは、母子健康手帳を携行し、運転者に利用券を使用する旨を伝えてください。
- 乗車料金の精算時は、母子健康手帳を提示のうえ、利用券を添えて、使用する利用券と不足の金額を運転者にお支払いください。
- 次のいずれかに該当する場合は、未使用の利用券を健康増進課(東保健センター)又は子ども支援課(市本庁舎5F)に返還してください。
(1) 転出したとき (2) ご本人が亡くなったとき (3) その他、資格が無くなったとき
- 利用券の支給を受ける権利を第三者に譲渡、又は担保とすることはできません。また、利用券の不正使用があったときは、市は不正使用に係る助成額に相当する額の全部又は一部を請求します。

